

## 監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）第 11 条第 4 項及び法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人富山大学（以下「本法人」という。）の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 事業年度の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について監査を実施し、協議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監事の監査の方法の概要

私ども監事は、本法人の監事監査規則、平成 26 事業年度について監事が定めた監査方針と監査計画及び一般に妥当と認められる監査手続きに基づき、学長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、事務局、学部、附属病院等各部局の主要な事業所において業務、財産の状況を調査及び重要な書類等を閲覧しました。また、役員（監事を除く。以下「役員」という）の職務の執行が法人法、準用通則法または他の法令に適合することを確保するための体制及び本法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書について検証するにあたっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき本法人の当該事業年度に係る業務、財務諸表、決算報告書及び事業報告書の監査を行いました。

### 2. 監査の結果

- (1) 本法人の業務が、法令等にしがって適正に実施されていること及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であり、指摘すべき重大な事項は認められません。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると

認めます。

- (5) 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 決算報告書は、本法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (7) 事業報告書は、法令に従い、本法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 27 年 6 月 24 日

国立大学法人富山大学

監事 塩谷敏幸 (塩谷)

監事 坂部征太 (坂部)